

一九八二年十二月一日の海洋法に関する国際連合条約
第一一部を実施する一九九四年の協定についての概観 (五)完

——とくにエンタープライズを中心に——

川上 壯一郎

- 1
- 一 はしがき
 - 二 一九八二年の国連海洋法条約第一一部成立の背景
 - 一 価値の対立
 - 二 先進国対発展途上国との対立の構図
 - 三 実施協定の内容
 - 一 実施協定成立の背景(以上第九卷第一号)
 - 二 第一一部に対する主な修正点(以上第九卷第二号)
 - 四 市場原理の導入と人類共同遺産の観念
 - 一 市場原理粗描
 - (一) 市場原理の成立
 - (二) 市場原理を支える法
 - (三) 産業革命の功罪
 - (四) 近代国際法と産業革命
 - (五) 第三次国連海洋法会議の交渉プロセス——第一一部と関連して——
 - (六) 市場原理と不自由(以上十卷一号)

二 エンタープライズに対する影響

三 市場原理と人類共同遺産（以上本号）

(一) エンタープライズと実施協定

(一) 時の流れ

(二) 理想と現実

(二) 実施協定で規定する市場原理は、人類共同遺産の考え方を毀損するか

(三) 合併方式の展開

(三) 実施協定で規定する市場原理の影響—エンタープライズとの関連で—

(四) 合併方式と並行方式

(五) 合併方式の形態

五 結論

(六) 合併におけるエンタープライズの役割

(七) 小括（以上十卷二号）

三 市場原理と人類共同遺産

(一) 時の流れ

これまで述べてきたように深海底実施協定は、社会主義的計画経済を放棄し、市場原理を基調とする経済体制を導入することにより条約に活力を入れようとした。

条約は、一九九四年一月一六日に効力を発生したが、一九九四年一月二日から一九九六年八月一三日の間に四六カ国が、批准、加入、承継により条約に加盟している。一九九六年八月一三日の時点での加盟国総数は一〇六カ国である。

これを Law of the Sea Bulletin No. 32 に従って表示すれば次のようになる。

3 1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約
第11部を実施する1994年の協定についての概観(5)完

数	批准/加入/継承日	国又は主体	地域グループ
1	1982年12月10日	フィジー	アジア地域グループ
2	1983年3月7日	ザンビア	アフリカ地域グループ
3	1983年3月18日	メキシコ	ラテンアメリカ/カリブ地域グループ
4	1983年3月21日	ジャマイカ	ラテンアメリカ/カリブ地域グループ
5	1983年4月18日	ナミビア	アフリカ地域グループ
6	1983年6月7日	ガーナ	アフリカ地域グループ
7	1983年7月29日	バハマ	ラテンアメリカ/カリブ地域グループ
8	1983年8月13日	ベリーズ	ラテンアメリカ/カリブ地域グループ
9	1983年8月26日	エジプト	アフリカ地域グループ
10	1984年3月26日	コートジボワール	アフリカ地域グループ
11	1984年5月8日	フィリピン	アジア地域グループ
12	1984年5月22日	ガンビア	アフリカ地域グループ
13	1984年8月15日	キューバ	ラテンアメリカ/カリブ地域グループ
14	1984年10月25日	セネガル	アフリカ地域グループ
15	1985年1月23日	スーダン	アフリカ地域グループ
16	1985年3月27日	セントルシア	ラテンアメリカ/カリブ地域グループ
17	1985年4月16日	トーゴ	アフリカ地域グループ
18	1985年4月24日	チュニジア	アフリカ地域グループ
19	1985年5月30日	バーレーン	アジア地域グループ
20	1985年6月21日	アイスランド	西欧地域グループ
21	1985年7月16日	マリ	アフリカ地域グループ
22	1985年7月30日	イラク	アジア地域グループ
23	1985年9月6日	ギネア	アフリカ地域グループ
24	1985年9月30日	タンザニア	アフリカ地域グループ
25	1985年11月19日	カメルーン	アフリカ地域グループ
26	1986年2月3日	インドネシア	アジア地域グループ
27	1986年4月25日	トリニダードトバコ	ラテンアメリカ/カリブ地域グループ
28	1986年5月2日	クウェート	アジア地域グループ
29	1986年5月5日	エーゴスラビア	東欧地域グループ
30	1986年8月14日	ナイジェリア	アフリカ地域グループ
31	1986年8月25日	ギニアビサウ	アフリカ地域グループ
32	1986年9月29日	パラガイ	ラテンアメリカ/カリブ地域グループ
33	1987年7月21日	イエメン	アジア地域グループ
34	1987年8月10日	カボベルデ	アフリカ地域グループ
35	1987年11月3日	サントプリンスペ	アフリカ地域グループ

36	1988年12月12日	サイプラス	アジア地域グループ
37	1988年12月22日	ブラジル	ラテンアメリカ／カリブ地域グループ
38	1989年2月2日	アンティグアバーブーダ	ラテンアメリカ／カリブ地域グループ
39	1989年2月17日	ザイール (現コンゴ)	アフリカ地域グループ
40	1989年3月2日	ケニア	アフリカ地域グループ
41	1989年7月24日	ソマリア	アフリカ地域グループ
42	1989年8月17日	オマーン	アジア地域グループ
43	1990年5月2日	ボツワナ	アフリカ地域グループ
44	1990年11月9日	ウガンダ	アフリカ地域グループ
45	1990年12月5日	アンゴラ	アフリカ地域グループ
46	1991年4月25日	グレナダ	ラテンアメリカ／カリブ地域グループ
47	1991年4月29日	ミクロネシア ¹⁾	アジア地域グループ
48	1991年8月9日	マーシャル諸島 ¹⁾	アジア地域グループ
49	1991年9月16日	セーシェル	アフリカ地域グループ
50	1991年10月8日	ジブチ	アフリカ地域グループ
51	1991年10月24日	ドミニカ	ラテンアメリカ／カリブ地域グループ
52	1992年9月21日	コスタリカ	ラテンアメリカ／カリブ地域グループ
53	1992年12月10日	ウルガイ	ラテンアメリカ／カリブ地域グループ
54	1993年1月7日	セントクリストファーネビス	ラテンアメリカ／カリブ地域グループ
55	1993年2月24日	ジンバブエ	アフリカ地域グループ
56	1993年5月20日	マルタ	西欧地域グループ
57	1993年10月1日	セントビンセント・グレナディーン	ラテンアメリカ／カリブ地域グループ
58	1993年10月5日	ホンジュラス	ラテンアメリカ／カリブ地域グループ
59	1993年10月12日	バルバドス	ラテンアメリカ／カリブ地域グループ
60	1993年11月16日	ガイアナ	ラテンアメリカ／カリブ地域グループ
61	1994年1月12日	ボスニア・ヘルツェゴビナ ²⁾	東欧地域グループ
62	1994年6月21日	コモロス	アフリカ地域グループ
63	1994年7月19日	スリランカ	アジア地域グループ
64	1994年7月25日	ベトナム	アジア地域グループ
65	1994年8月19日	旧ユーゴスラビア・マケドニア ²⁾	東欧地域グループ
66	1994年10月5日	オーストラリア	西欧地域グループ
67	1994年10月14日	ドイツ ¹⁾	西欧地域グループ

5 1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約
第11部を実施する1994年の協定についての概観(5)完

68	1994年11月4日	モーリシヤス	アフリカ地域グループ
69	1994年11月17日	シンガポール	アジア地域グループ
70	1994年12月12日	シエラレオネ	アフリカ地域グループ
71	1995年1月5日	レバノン	アジア地域グループ
72	1995年1月13日	イタリー	西欧地域グループ
73	1995年2月15日	クック諸島	アジア地域グループ
74	1995年4月5日	クロアチヤ ²⁾	東欧地域グループ
75	1995年4月25日	ボリビア	ラテンアメリカ/カリブ 地域グループ
76	1995年6月16日	スロベニア ²⁾	東欧地域グループ
77	1995年6月29日	インド	アジア地域グループ
78	1995年7月14日	オーストリア	西欧地域グループ
79	1995年7月21日	ギリシヤ	西欧地域グループ
80	1995年8月2日	トンガ ¹⁾	アジア地域グループ
81	1995年8月14日	サモア	アジア地域グループ
82	1995年11月27日	ヨルダン ¹⁾	アジア地域グループ
83	1995年12月 日	アルゼンチン	ラテンアメリカ/カリブ 地域グループ
84	1996年1月23日	ナウル	アジア地域グループ
85	1996年1月29日	韓国	アジア地域グループ
86	1996年3月20日	モナコ	西欧地域グループ
87	1996年3月21日	グルジア ¹⁾	東欧地域グループ
88	1996年4月11日	フランス	西欧地域グループ
89	1996年4月24日	サウジアラビア	アジア地域グループ
90	1996年5月8日	スロバキア	東欧地域グループ
91	1996年5月15日	ブルガリア	東欧地域グループ
92	1996年5月21日	ミャンマー	アジア地域グループ
93	1996年6月7日	中国	アジア地域グループ
94	1996年6月11日	アルジェリア	アフリカ地域グループ
95	1996年6月20日	日本	アジア地域グループ
96	1996年6月21日	アイルランド	西欧地域グループ
97	1996年6月21日	フィンランド	西欧地域グループ
98	1996年6月21日	チェコ	東欧地域グループ
99	1996年6月24日	ノールウェイ	西欧地域グループ
100	1996年6月25日	スエーデン	西欧地域グループ
101	1996年6月28日	オランダ	西欧地域グループ
102	1996年7月1日	パナマ	ラテンアメリカ/カリブ 地域グループ
103	1996年7月17日	モーリタニア	アフリカ地域グループ
104	1996年7月19日	ニージーランド	西欧地域グループ
105	1996年7月31日	ハイチ	ラテンアメリカ/カリブ 地域グループ
106	1996年8月13日	モンゴル	アジア地域グループ

1) 条約への加入手続によるもの。

2) 継承によるもの。

一九八二年十二月から一九九三年十一月（条約の発効日）の間に加盟した国と一九九四年一月から一九九六年八月の間に加盟した国の数とを比較すると前者は一年間で六〇カ国、後者は二年間で四六カ国と後の期間に加盟した国の加盟比率は絶対的に高い。このように条約への加盟を加速せしめたのは何んといつても実施協定の存在があるからだといつてよい。条約の普遍性の確保及び海洋法の発展に対して実施協定の果たした役割は大きい。

一九九六年九月一五日の時点で、以下の六七カ国が実施協定に拘束されるべき意思を表明している。

アルジェリア、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ボリビア、ブルガリア、中国、クック諸島、コートジボワール、クロアチア、サイプラス、チェコ、フィジー、フィンランド、フランス、グルジュア、ドイツ、ギリシャ、グレナダ、ギネア、ハイチ、アイスランド、インド、アイルランド、イタリー、ジャマイカ、日本、ヨルダン、ケニア、レバノン、マルタ、モーリタニア、モーリシアス、ミクロネシア、モナコ、モンゴル、ミャンマー、ナミビア、ナウル、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノールウェイ、パナマ、パラガイ、韓国、サモア、サウジアラビア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、スリランカ、スエーデン、旧ユーゴマケドニア、トーゴ、トンガ、トリニダードトバコ、ウガンダ、ユーゴスラビア、ザンビア、ジンバブエ⁽¹⁾。

実施協定第六条は、この協定が、四〇の国が、自国が拘束されることについての同意を確定した日の後三〇日で効力を生ずるとある。ただし、この数には、第三次国連海洋法会議の決議II 1(a)に定める国のうち七カ国を含むものでなければならず、しかも七の国のうちには五の先進国が含まれていなければならないことを同条は規定する。一九九六年六月二八日にオランダが批准書⁽²⁾を寄託することにより発効の要件は満され、実施協定は、同年七月二八

国又は主体	通告日
バングラディシュ	1996年7月28日
* ベルギー	1996年7月16日
カンボジア	1996年7月28日
* カナダ	1996年7月17日
チリー	1996年7月23日
* ガボン	1996年7月17日
* ルクセンブルグ	1996年7月23日
* マレーシア	1996年7月25日
ネパール	1996年7月24日
* ニュージーランド	1996年7月24日
* ポーランド	1996年7月28日
ロシア	1996年7月22日
* 南アフリカ	1996年7月19日
スリナム	1996年7月28日
* スイス	1996年7月23日
* ウクライナ	1996年7月28日
* イギリス	1996年7月17日
* アメリカ	1996年7月17日
* EC	1996年7月28日
* 実施協定署名国	

図 I

を有する国又は主体がこの協定の寄託者にその旨を通告するときは、当該国又は主体は、引き続き機構の暫定的な構成国として参加する権利を有する（実施協定第一節一二項(a)）。一九九六年七月の時点で、実施協定に拘束されるべき同意を表明していた国の数は六七カ国あった。

図 I に掲げる一八カ国と EC は、この通告を寄託者に対して行なっている。⁽⁵⁾

日に発効した。⁽³⁾

協定の基本目的は、協定の暫定適用⁽⁴⁾である。暫定適用は、条約のもつ普遍的性格の実施を促進するばかりでなく、条約第一一部に規定されている海底機構に国内的事情によって条約に加盟していない国にも海底機構に暫定的な地位を認めることにより、海底機構の有効性を高めようとするものである。

この暫定適用の終了について実施協定は、第七条三項で、実施協定が効力を生ずる日に終了すると規定している。実施協定は、一九九六年七月二八日に発効しているから暫定適用は停止されるということになるが、実施協定は、このような場合に対処するために次のような規定をおいている。

この協定が一九九六年一月一六日前に効力を生ずる場合において、機構の暫定的な構成国として参加する意思を有する国又は主体がこの協定の寄託者にその旨を通告するときは、当該国又は主体は、引き続き機構の暫定的な構成国として参加する権利を有する（実施協定第一節一二項(a)）。

国名	条約批准/加入/ 承継日	実 施 協 定		
		署名日	批准/加入/ 継承日	暫定適用 延長通告日
バーレーン	1985年5月30日	—	—	—
ボツワナ	1990年5月2日	—	—	—
カメルーン	1985年11月19日	1995年5月24日	—	—
カボベルデ	1987年8月10日	1994年7月29日	—	—
キューバ	1984年8月15日	—	—	—
エジプト	1983年8月26日	1995年3月22日	—	—
ガーナ	1983年6月7日	—	—	—
ガイアナ	1983年11月16日	—	—	—
ホンジュラス	1983年10月5日	—	—	—
インドネシア	1986年2月3日	1994年7月29日	—	—
イラク	1985年7月30日	—	—	—
クエート	1986年5月2日	—	—	—
マーシャル諸島	1991年8月9日	—	—	—
オーマン	1989年8月17日	—	—	—
フィリピン	1984年5月8日	1994年11月15日	—	—
スーダン	1985年1月23日	1994年7月29日	—	—
チュニジア	1985年4月24日	1995年5月15日	—	—
タンザニア	1985年9月30日	1994年10月7日	—	—
ベトナム	1994年7月25日	—	—	—

図II

図IIに掲げる一九カ国は、寄託者に対して機構に引き続いて留るといふ意思表示をしていないが、条約の加盟国であることによつて機構における地位を保っている。⁽⁶⁾

残りの二九カ国は、条約に加盟しておらず又暫定的構成国の継続の通告を寄託者に対して行なっていない。従つて一九九六年七月二十八日をもつて暫定構成国たる地位を失つた。⁽⁷⁾ それら二九カ国は次の通りである。

アフガニスタン、アルバニア、アンドラ、アルメニア、ベラルーシ、ベニン、ブータン、ブルネイ・タルサラーム、ブルキナ・ファソ、ブルンデイ、コンゴ、エリトリア、エストニア、エチオピア、ハンガリー、ラオス、リビア、リヒテンシュタイン、マダカスカル、モルディブ、モザンビーク、パキスタン、パプアニューギニア、カタール、モルド

バ、ソロモン諸島、スワジランド、アラブ首長国連邦、バヌアツ

協定附属書第一節一二項(b)は、「この協定が一九九六年一月二五日後に効力を生ずる場合には、国及び主体は、一九九八年一月一六日までの期間について機構の暫定的な構成国としての地位を引き続き認めることを理事会に要請することができる。理事会は、当該国又は主体がこの協定及び条約を締結するために誠実に努力していると認める場合には、その要請が行なわれた日から当該地位を認める」ことを規定している。

一九九六年八月五日から八月一六日の間にジャマイカのキングストンで開かれた国際海底機構の再開第二会期で、理事会は、バングラディシュ、ネパール、ポーランド、アメリカについて、一九九六年一月一六日から一九九八年一月一六日までの二年間暫定構成国たる地位を認めた。又カナダについては、カナダからの要請に基づき、一九九六年一月一六日から一九九七年一月一六日までの一年間の延長を認めた。⁽⁸⁾

後に残った一三カ国とE.C.については、理事会は、一九九七年三月に予定されている次期の理事会が開られるまで、暫定構成国と考えるべきであるという決定を下した。⁽⁹⁾ (一九九六年十二月三十一日の時点。)

- (1) Law of the Sea Bulletin No. 32, p.12.
- (2) オランダが批准する際にだした宣言は、ibid, p.8.
- (3) ibid, p.14. Law of the Sea, Report of the Secretary-General, Fifty-first Session, Agenda item 24 (a), A/51/645, 1 November 1996, (GILT Report of Secretary-General), p.9.
- (4) 条約の暫定適用については条約法に関するウィーン条約第二五条に規定がある。同条一項は、条約又は条約の一部は、条約に定めのある場合又は交渉国が合意した場合に、条約が効力を生ずるまでの間、暫定的に適用されるとあ

る。実施協定に暫定適用が入れられたかについてはいろいろな政治的事情が存在していたからである。つまり、条約は、一九九四年一月一日に発効することは明らかになっていた。実施協定もこの日に発効すればよいのだが、実施協定がこの日に発効しない場合、条約のみが発効してしまうことになる。こうなると、発展途上国だけで構成されている締約国間で実施協定を無視したような条約改正が行なわれる可能性がある。事務総長非公式協議が意味をなさなくなってくる。また国内事情で議会とか国会での承認をとるのが遅れるといった場合のことも考えられる。又実施協定と条約第一一部とは一体であるから、条約の普遍性確保のうえでも暫定適用が必要になったのである。

- (5) Law of the Sea Bulletin, op. cit., p. 14. Report of the Secretary-General, op. cit., p.10.
- (6) Report of the Secretary-General, op. cit., p.10.
- (7) Report of the Secretary-General, op. cit., p.10.
- (8) Report of the Secretary-General, op. cit., p.10.
- (9) Report of the Secretary-General, op. cit., p.10.

(二) 実施協定で規定する市場原理は、人類共遺産の考え方を毀損するか

(i) 条約第一一部で規定する人類共同遺産の基本的構図

(イ) 専有・主権及び主権的権利の否定

条約は、第一三六条で「深海底及びその資源は、人類の共同の財産である⁽¹⁾」とする。そして深海底及びその資源の法的地位について第一三七条は次のように規定する。

1 いずれの国も深海底又はその資源のいかなる部分についても主権又は主権的権利を主張し又は行使してはなら

ず、また、いずれの国又は自然人若しくは法人も深海底又はその資源のいかなる部分も専有してはならない。このような主権若しくは主権的権利の主張若しくは行使又は専有は、認められない。

2 深海底の資源に関するすべての権利は、人類全体に付与されるものとし、機構は、人類全体のために行動する。当該資源は、譲渡の対象とはならない。ただし、深海底から採取された鉱物は、この部の規定並びに機構の規則及び手続に従うことよってのみ譲渡することができる。

3 いずれの国又は自然人若しくは法人も、この部の規定に従う場合を除くほか、深海底から採取された鉱物について権利を主張し、取得し又は行使することはできず、このような権利のいかなる主張、取得又は行使も認められない。

国家の管轄権を越えたところにある深海底及びその資源が「人類の共同遺産」であることは誰れもが認めていたところである。ところがこの原則とレジームとの関係について条約第一一部ができる過程で議論は対立していた。

一つの議論は、「人類の共同遺産の観念は、国際慣習法上確立している。人類の共同遺産に内包される特別のルールやそのルールに基づいて作られる法的レジーム^{II}国際機関^{II}は、普遍的に合意された国際条約によってのみ規律される。」この見解に従うと、人類の共同遺産の原則は、暫定的なものであれ又永久的なものであれ、国際機構が国際社会の同意によりできあがり、その国際機構が、唯一の人類を代表するものとされ、そしてその機構の行動が国際社会の決定と一致しているならば、それが一番よい⁽²⁾。この考えは、かつてアメリカをはじめとする先進国が試みた国内立法による開発を強く否定するものである。

これに対して次のような議論もあった。深海底及びその資源に対して「主権もしくは主権的権利の主張もしくは

行使又は専有は認められない」ということは、いかなるタイプの主張や行動が禁止されるかといった問題に対してのみ答をだしている。しかしこのことは、どのようなタイプの主張や行動が許るされるかというそれに相応する問題に対しては答をだしていない。この主張は、深海底及びその資源に対する開発に対する要求をどのように認めしてどのように取扱うかといった実際上の問題と関連して来る。又これには、特に深海底開発に関する国内立法の問題とかかわりをもってくる。アメリカをはじめとする先進諸国が、自国に国連海洋法条約が発効するまで、採掘権は、自国の国内法により認められるとする立場が、この考え方を代表している。⁽³⁾

条約第一一部は、後の考えを否定し、前の考えを支持している。

(ロ) 平和的目的のための深海底の利用

条約第一四一条は、深海底の平和的利用を定め次の通り規定する。

深海底は、無差別に、かつ、この部の他の規定の適用を妨げることなく、すべての国（沿岸国であるか内陸国であるかを問わない。）による専ら平和的目的のための利用に開放する。

条約は、特に深海底の平和的利用のための利用について詳細な規定を設けなかった。それは、この会議に参加した国の関心対象が専ら資源の経済的利用にあつたからである。この第一四一条を除いて「専ら平和的目的」という文言がうたわれている個所は、海洋の科学的調査を規定している第一四三条1と深海底における活動と海洋環境における活動との調整をうたっている第一四七条2(d)の規定がある。又再検討会議を規定する第一五五条2にもこの言葉がでてゐる。

問題は「専ら平和的目的」が、深海底の非武装化に結ながるかという点である。条約第三〇一条によれば

締約国は、この条約に基づく権利を行使し及び義務を履行するに当たり、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合憲章に規定する国際法の諸原則と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならないことになる。

― 国連憲章第二、四項で禁止されている武力による威嚇又は武力の行使のみが、深海底で禁止されることになる。この点条約は、深海底の部分的非武装化のみをカバーしているともいえる。⁽⁴⁾しかしながら侵略的な軍事行動にしろ又攻撃的なものにしてあるいは防衛的なものにせよこのような行動は、資源の経済的利用を妨げることはいうまでもない。軍事的利用それ自体は、国家的利益にのみ奉仕するものであり、それは、深海底とその資源は、人類の利益のために用いられるべきとする「人類の共同遺産」の根本原則と抵触するものであると考える。

(イ) 利益の衡平な配分

― 深海底の開発からあがった利益を配分することを法的権利義務関係のうえでとらえるのか、それともチャリティのうえでとらえるのかこれについては先進国と発展途上国との間で対立があった。先進国は、後の考えをとり、発展途上国は先の立場をとった。

条約は、多くの点で発展途上国の要求をとり入れ、利益配分の原則を規定した。

条約第一四〇条は、次のように規定する。

1 深海底における活動については、沿岸国であるか内陸国であるかの地理的位置にかかわらず、また、発展途上国の利益及びニーズ並びに国際連合総会決議第一五一四号(第一五回会期)及び他の関連する総会決議に基づいて国際連合によって認められた完全な独立又はその他の自治的地位を獲得していない人民の利益及びニーズに特

別の考慮を払って、この部に明示的に定めるところに従い、人類全体の利益のために行う。

2 機構は、第一六〇条(2)(5)(i)の規定により、深海底における活動から得られる金銭的利益その他の経済的利益の衡平な配分を適当な制度を通じて、かつ、無差別の原則に基づいて行うことについて定める。

条約第一四〇条2でいう第一六〇条(2)(5)(i)は次の如く規定する。

発展途上国及び完全な独立又はその他の自治的地位を獲得していない人民の利益及びニーズに特別の考慮を払って、深海底における活動から得られる金銭的利益その他の経済的利益の衡平な配分並びに第八二条の規定に基づいて行われる支払及び拠出に関する規則及び手続を、理事会の勧告に基づいて審議し、承認すること。総会は、理事会の勧告を承認しない場合には、総会によって表明された意見に照らした再検討のため当該勧告を理事会に差し戻す。なお第一六〇条は、機構の総会の権限及び任務について規定している。

(二) 深海底資源の管理主体

次に人類の共同遺産を誰れが管理するか、この点条約は革新的な形態を規定している。まず条約は、国際深海底機構を設立する(第一五六条1)。すべての締約国は、締約国であることによって機構の構成国となる(同条2)。機構は、締約国が、特に深海底の資源を管理することを目的として、この部の規定に従って深海底における活動を組織し及び管理するための機関である(第一五七条1)。つまり深海底及びその資源の管理を条約は、機構に集中している。そして機構の機関として総会、理事会及び事務局がおかれる(第一五八条1)。そして深海底における活動を直接に行なうエンタープライズがこれらと共に設置される(同条2)。

総会は、機構のすべての構成国で構成される機構の唯一の機関として、他の主要な機関がこの条約に明示的に定

めるところによって責任を負う機構の最高機関とみなされる(第一五九条1及び第一六〇条1)。

理事会は、機構の執行機関であり、機構の権能の範囲内のあらゆる問題又は事項について、機構の従うべき個別の政策を、総会が定める一般的な政策及びこの条約に即して定める権限を有する(第一六一条1)。

以上が、条約が定める人類の共同遺産の基本的構図であるといえよう。実施協定は、自由主義的市場原理を導入して条約第一一部に変革を迫っている。

(ii) 実施協定は、人類共同遺産をどうみているか。

実施協定は、前文で「国の管轄権の及び区域の境界の外の海底及びその下(以下「深海底」という。)並びに深海底の資源が人類の共同財産であることを再確認し」とうたっている。たしかに実施協定は、条約をうけて、人類共同遺産の観念を再確認していることは事実である。この考えは、筆者が再三にわたって指摘しているように、ゲームインシャフト的発想を下敷にした共同体における総有の観念に基づくものである。これと自由を内包し、競争を重んずる市場原理とどう絡らまるかである。元来ゲームインシャフト的発想と打算的なゲゼルシャフト的発想とは相容れないものが多い。実施協定は、両者を見事に結び合はせたのである。

実施協定は、決して根本原則である深海底及びその資源が人類の共同遺産であることを否定していない。このことは前に引用した深海底及びその資源が人類の共同遺産であることを再確認する協定前文の文言と共に実施協定附属書第四節の規定に注目する必要がある。実施協定附属書第四節は、再検討会議に関する条約第一五五条1、3及び4項の規定を失効せしめた。ここで注目せねばならないことは、実施協定附属書第四節が、条約第一五五条2をそのままにし、それを再確認している点である。条約第一五五条2は、次のように規定している。

「再検討のための会議は、人類の共同遺産という原則、すべての国、特に発展途上国の利益のために深海底の資源の衡平な開発を確保することを目的とした国際制度並びに深海底における活動を組織し、行い及び管理するための機構が維持されることを確保する。再検討のための会議は、又深海底のあらゆる部分に対する主権の主張又は行使の排除、国の深海底に関する権利及び一般的な行為、この条約に適合する深海底における活動への国の参加、深海底における活動の独占の防止、専ら平和目的のための深海底の利用、深海底における活動の経済的側面、海洋の科学的調査、技術の移転、海洋環境の保護、人命の保護、沿岸国の権利、深海底の上部水域及びその上空の法的地位並びに深海底における活動と海洋環境における他の活動との間の調整に関するこの部に定める原則が維持されることを確保する」。

実施協定が、第一五五条²に手を加えなかったということは、条約第一一部二節に掲げられている原則をそのまま素直に認めているといつてよく、市場原理を第一一部にとり入れたからといって人類の共同遺産の反対概念である「公海自由の原則」を持ち込んだとはいえない⁽⁶⁾。人類の共同遺産の原則は、実施協定が署名される以前の国連総会でG七七の代表者達により、国際法の歴史のなかで、マイルストーンであることが強調され、この原則が確認されている⁽⁷⁾。

(1) 「人類の共同遺産」の考えを最初にうちだしたのは、南米の法律家であるアンドレ・ベロ (Andrés Bello) だとされている。彼は、一国が他国に損害をかけなければ持ちえない物は、共同財産だと国際社会は考えるべきだと述べた¹²⁸。 (M. G. Schmit, *Common Heritage or Common Burden*, Clarendon Press-Oxford, 1989, p.23. Yuwen Li, *Transfer of Technology for Deep Sea-Bed Mining, The 1982 Law of the Sea Convention and Beyond*, Martinus

- Nijhoff Publishers, 1994, p.15.) 一八九八年にド・ラプラデル (de Lapradelle) も海は「人類の財産 (Le patrimoine de l'humanité) と述べている。(A. G. De Lapradelle, *Le Droit de l'état sur la mer territoriale*, *Revue Générale de Droit International Public*, Tome V. 1898, p.321.) 一九三〇年ロンドンで開かれた国際法典編纂会議の最終議定書 (C. 228. M. II. 1930. V.) の領海部分の「漁業の保護に関する勸告」のなかで「共同の財産 (Common patrimony) を構成する資源 (riches) の保護をうけたえである。この資源とされているのはもちろん漁業資源のことである。この文書は Shabrai Roseme ed., *League of Nations, Conference for the Codification of International Law* [1930], Vol. III, p.871 にある。又第一次国連海洋法会議の総会議長がこぼしたマン・ワアトヤロン (Man Wathayakon) 殿の「海は「人類の共同遺産 (Common heritage of mankind) である」と述べている。(First United Nations Conference on the Law of the Sea, *Official Records*, Vol. II, p.3.) しかる初はこのような考え方は受け入れられなかったのである。この観念が現実性をもってくるのは、一九六〇年に入って開発技術や海洋学が発達し国家による海底分割が現実性をもつようになってからのことである。このような事情を背景に、深海底にある資源は、無制限な競争によって採取すべきではないという考え方がだんだんと強力なものになってくるのである。この間の事情については、小田滋「海洋法二十五一年一一一頁以下を参照。なお、Dupuy-Vignes, *A Handbook on the New Law of the Sea*, Vol. 1, Martinus Nijhoff, 1991, P.576 以下を併せて参照。
- (2) A/CONF 62/77, R. Platzöder, *Third United Nations Conferen on the Law of the Sea: Documents*, Oceana Publications, Inc. 1984, Vol. XIII, p.565.
- (3) Yuwen Li, op. cit., p.41を参照。
- (4) Yuwen Li, op. cit., p.40.
- (5) Yuwen Li, op. cit., p.40.
- (6) 田中則夫「国連海洋法条約第一一部実施協定の採択」世界法年報 第一五号 一九九六年三月一五頁以下。高林

秀雄 国連海洋法条約の成果と課題 東信堂 一九九六年 一〇六頁。田中則夫 国連海洋法条約にみられる海洋法思想の新展開—海洋自由の思想を超えて—高林秀雄先生還暦記念 海洋法の新秩序 東信堂 一九九三年。

人類の共同遺産の考えと公海自由の原則とはある程度共通した部分もある。土地の非分割とか主権の否定といった点では両者は共通している。しかし人類の共同遺産の考え方と公海自由の原則はまったく異質ものであって、そして両者は相補完し合うものではない。上部水域と部下の海底、上部水域にある資源と下部の海底にある鉱物資源に対しては異なった法的レジームを要求する。G. Biggs, *Deep Seabed Mining and Unilateral Legislation*, *Ocean Development and International Law*, Vol. 8, Nr.3, p.226, Y. Li, op. cit., p.53.

(7) Press Release GA/8699, 28 July 1994, pp. 2-3 and pp. 6-8.

(三) 実施協定で規定する市場原理の影響—エンタープライズとの関連で—
深海底における活動は、人類全体の利益のために行うことが条約第一一部の目的である。

これを行うために条約は、前に述べた人類共同遺産の基本的構図を画きそれに見合うような制度をビルトインした。しかしこの制度は、発展途上国に受け入れられたものの先進国にとっては受け入れ難いものになった。資金や技術に貧しい発展途上国だけでこのようなマンモス的な制度を動かすことは到底不可能である。

先進国による参加の拒否、開発経費の高騰、非鉄金属価格の低迷などから、当初開発活動は、一九八〇年代後半に開始されると考えられていた計画は、大幅に修正されざるをえなくなり、西暦二〇一〇年以前の商業的開発は望めなくなってしまう。このことは、深海底開発をまったく魅力のないものにした。

また多くの社会主義国の崩壊にともない、条約第一一部が規定する中央管理の社会主義的計画経済体制も見直しを迫られてくるのである。

一九九〇年七月から始まった国連事務総長の非公式協議の行方は、本誌第九卷第一号及び第二号で説明したのでここでは省略する。

いずれにしてもこの協議は、実施協定を生み先進国の参加を確保することに成功した。市場原理の導入は、まさに先進国の参加を確保するためであったといえる。

前に述べたようにこの市場原理は、条約第一一部の基本目的たる「人類の共同遺産」の考えを直接的に何らの影響を及ぼすものではない。収益の配分についても何らの影響を与えていない。

市場原理は、開発活動についてとり入れられたといつてよい。つまり開発活動を競争で行なえということである。このために条約第一一部に対するいろいろな修正を実施協定は行なっている。この修正点については、本誌第九卷第二号の拙稿を参照されたい。

気になるのはエンタープライズに対する影響である。条約は、人類の共同遺産を管理するための権限を国際海底機構に集中し、この機構の下に直接開発をするエンタープライズをおいた。エンタープライズには資金も技術もなし。そこで条約は、エンタープライズのために過酷ともいえる条件を先進国に押しつけた。

実施協定は、この点を修正し、エンタープライズが機構の事務局から独立して運営を開始するまでの間、機構の事務局がその任務を遂行するとし、さらにエンタープライズは、その初期の深海底における採鉱操業を合弁により行うとした。この点について筆者は、異論をはさむものではない。⁽¹⁾

問題は、条約も実施協定も開発方式として並行方式をとっていることである。市場原理に内包されている競争がエンタープライズ(合弁)と国・私企業間、又は国と私企業、もしくは私企間で行なわれることになろう。

競争は、勝者と敗者とを生みだす。

誰れが勝者になるか、誰れが敗者になるか、深海底の操業が始まっている現時点で、神ならぬ浅学の身で何をかいわんやである。

(1) この点一九九〇年七月一〇日から七月一四日にわたってキール大学国際法協会が開いたシンポジウムにおける Günther Jaenicke の報告と(2)の報告をめぐる討議は一読に値する。Günther Jaenicke, Joint Ventures for Sea-Bed Activities, Rüdiger Wolfrum. (ed.), Law of the Sea at the Crossroads: The Continuing Search for a Universally Accepted Régime, Proceedings of an Interdisciplinary Symposium of the Kiel Institute of International Law, July 10 to 14, 1990, Duncker & Humblot · Berlin, pp.165-187. なお本誌前号(第一〇巻第二号)一一七頁以下に掲載した拙稿(四)も併せて参照。

五 結 論

最後に付け足したいのは、実施協定に参加することは、条約の効力発生以前に条約の趣旨及び目的を失なわせてはならないという義務に違反しはしないかといった点である。これについては、実施協定は、深海底開発を促進するために条約に技術的な修正を加えたものであって、「人類の共同遺産」という共通目的を変えようとするものではなく、かえて条約の普遍的適用を確保しようとするものであるから、この点は問題にならない。⁽¹⁾

いずれにしても人類の共同遺産の概念の実施は思想的にみて資本主義対社会主義の構図を越えたとこで行なわれなくてはならないであろう。⁽²⁾ 将来その行方に注目したい。

- (1) J. I. Charney, *Entry into Force of the 1982 Convention on the Law of the Sea*, *Virginia Journal of International Law*, Vol. 35, No.2, 1995, p.398.
- (2) 資本主義対社会主義の構図を越えて何かをみようとする論文が収録されている書物がある。それは L. D. Bankan ed., *Beyond Capitalism vs. Socialism in Kenya & Tanzania*, Lynne Rinner Publishers, 1994. である。未だ完読していないが、内容は、示唆にとんでゐる。